



第79期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時

場所

大阪府豊中市新千里東町2丁目1
千里阪急ホテル 西館2階 仙寿
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

・新型コロナウイルスの感染が広がっております。
新型コロナウイルスの感染予防のため、株主様におかれましては可能な限り郵送またはインターネットによる議決権行使の事前行使をお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2021年6月21日(月曜日)
午後5時まで

タイガースポリマー株式会社

証券コード：4231



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、ニッチな市場で高いシェアを獲得し、広く海外に展開していくことを方針としております。また、「信念ある柔軟性」という社是のもと、時代の流れ、変化に向き合える人材の育成に専心し、顧客、社会からの期待と信頼に応える企業として、さらなる飛躍を図っていきたいと考えております。

2021年6月

代表取締役社長

渡辺健太郎

経営理念

Management Philosophy

- 1 経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- 2 株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- 3 企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号

タイガースポリマー株式会社

代表取締役社長 渡 辺 健 太 郎

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席は極力お控えください。事前の議決権行使につきましては、書面またはインターネットによって行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁～4頁をご参照のうえ、来る2021年6月21日(月曜日)午後5時までに行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月22日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町2丁目1 千里阪急ホテル 西館2階 仙寿
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第79期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://tigers.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

◎議決権の不統一行使をされる場合は、2021年6月18日(金曜日)までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://tigers.jp/>)に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染が拡大しております。当日の感染拡大状況によっては、感染拡大防止および会社の事業継続の観点から、役員員の健康状態にかかわらず、一部の役員のみ出席とさせていただきます可能性がございますので、ご了承賜りたくお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（５頁～18頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第79期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

開催
日時

2021年6月22日(火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使
期限

2021年6月21日(月曜日) 午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイトおよび議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使
期限

2021年6月21日(月曜日) 午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

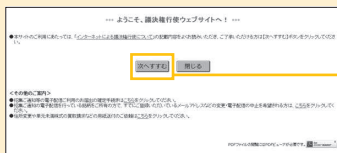
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

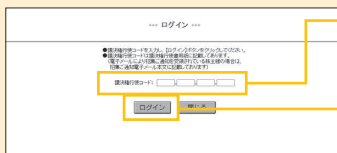


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

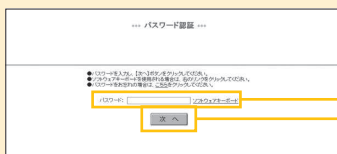
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

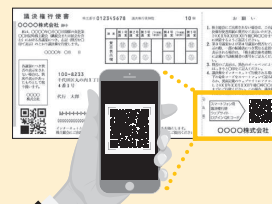
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

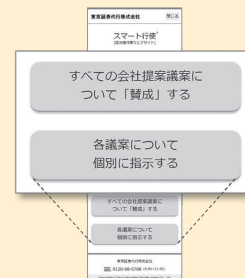
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金およびプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましても、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

0120-88-0768

受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、収益状況、今後の事業展開、財務体質の強化を考慮するとともに、1株当たりの配当金額、配当性向などを総合的に勘案のうえ、安定的な配当の継続に努めていくこととしており、当期の期末配当につきましては、1株につき10円にさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき10円 総額 200,056,160円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月23日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位・担当【重要な兼職の状況】
1	再任 さわだ こうじ 澤田 宏治	代表取締役専務 新規事業部・情報システム室・環境管理部担当
2	再任 わたなべ けんたろう 渡辺 健太郎	代表取締役社長
3	再任 きど としあき 木戸 俊明	常務取締役 オートモーティブ営業部・購買部担当
4	再任 うえだ えいじ 植田 英司	取締役 総務部・製造部・経営管理部・資材部担当
5	新任 いのうえ ひろあき 井上 宏章	執行役員 経理部長兼経営管理部長
6	再任 のじり やすし 野尻 恭 社外取締役候補者 独立役員候補者	社外取締役 【株式会社ミューチュアル 社外取締役】
7	新任 かわもと たかき 河本 高希 社外取締役候補者 独立役員候補者	【公認会計士・税理士（監査法人彌榮会計社代表社員）】 【株式会社I P O C 代表取締役社長】

候補者 番号	さわだ こうじ	再任	生年月日	1967年10月13日
	1 澤田 宏治		所有する当社の株式の数	888,000株
			取締役会出席状況	13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
1997年4月	当社入社
2003年4月	同製造部課長
2005年4月	同岡山工場長
2009年6月	同取締役製造部長
2013年6月	同専務取締役 製造部・品質保証部・情報システム室担当
2015年6月	同代表取締役専務 製造部・品質保証部・環境管理部・情報システム室担当
2016年6月	同代表取締役専務経営管理部長 製造部・品質保証部・環境管理部・ 情報システム室担当
2017年4月	同代表取締役専務 製造部・品質保証部・環境管理部・情報システム室担当
2019年6月	同代表取締役専務 製造部・情報システム室担当
2020年4月	同代表取締役専務 新規事業部・情報システム室・環境管理部担当（現任）

取締役候補者とした理由

澤田宏治氏は、当社取締役として製造部門、品質保証部門、環境管理部門、情報システム部門、新規事業部門など当社の幅広い分野を歴任し、代表取締役就任以降は、経営の重要事項の意思決定と業務執行の監督の役割を果たしてきたことから、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップで経営の指揮を執る適切な人物と判断し、取締役会は引続き同氏を取締役候補者に決めました。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、澤田宏治氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。

取締役候補者と当社との特別の利害関係等

澤田宏治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	わたなべ けんたろう	再任	生年月日	1948年12月22日
	2 渡辺 健太郎		所有する当社の株式の数	26,700株
			取締役会出席状況	13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
 2000年7月 当社入社、経理部長
 2002年6月 同取締役経理部長
 2007年6月 同常務取締役経理部長
 2009年6月 同代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

渡辺健太郎氏は、当社取締役として経理部門に従事した後、代表取締役社長に就任以降は経営者としての豊富な経験に基づく強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執ってきました。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、取締役会は引き続き同氏を取締役候補者に決めました。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、渡辺健太郎氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。

取締役候補者と当社との特別の利害関係等

渡辺健太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	きど としあき
3	木戸 俊明

再任

生 年 月 日	1954年3月5日
所有する当社の株式の数	11,400株
取締役会出席状況	13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1978年4月 当社入社
- 1992年4月 同東京支店課長
- 2003年4月 同営業企画室長
- 2006年6月 同取締役営業企画室長
- 2009年6月 同常務取締役営業企画部長
- 2012年4月 同常務取締役第二営業部長
- 2019年8月 同常務取締役 第二営業部担当
- 2020年4月 同常務取締役 オートモーティブ営業部・購買部担当（現任）

取締役候補者とした理由

木戸俊明氏は、当社グループの海外事業の中核事業の一つである自動車部品の営業部門において豊富な経験があり、自動車部品についても高い知見を有しております。このため、品質の向上とグローバルな自動車部品販売を推進し、当社の事業基盤をより強固なものにするための成長戦略に必要不可欠であると判断し、取締役会は引き続き同氏を取締役候補者に決めました。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、木戸俊明氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。

取締役候補者と当社との特別の利害関係等

木戸俊明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	うえだ えいじ	再任	生年月日	1957年4月3日
	4 植田 英司		所有する当社の株式の数	5,200株
			取締役会出席状況	13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年2月	当社入社
2004年4月	同名古屋支店長
2009年4月	同品質保証部長
2011年4月	同品質保証部長兼環境管理部長
2013年6月	同購買部長
2016年6月	同取締役購買部長
2017年4月	同取締役経営管理部長兼購買部長
2019年10月	同取締役総務部長兼経営管理部長 購買部担当
2020年4月	同取締役総務部長 製造部・経営管理部・資材部担当
2021年4月	同取締役 総務部・製造部・経営管理部・資材部担当（現任）

取締役候補者とした理由

植田英司氏は、当社取締役として購買・調達部門、経営管理部門、総務部門、製造部門など当社の幅広い分野を歴任し、当社の業務全体を把握していることから、当社の基盤である製造のみならず、コンプライアンスの推進や人材育成計画、持続可能な調達や環境対策といったサステナビリティに関する課題に対応するために必要不可欠であると判断し、取締役会は引き続き同氏を取締役候補者に決めました。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、植田英司氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。

取締役候補者と当社との特別の利害関係等

植田英司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	いのうえ ひろあき
5	井上 宏章

新任

生 年 月 日	1961年7月28日
所有する当社の株式の数	1,264株
取締役会出席状況	—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社
2009年 6 月	同経理部長
2019年 6 月	同執行役員経理部長
2020年 4 月	同執行役員経理部長兼経営管理部長（現任）

取締役候補者とした理由

井上宏章氏は、経理部門において豊富な経験を有し、高い知見と実績を備えているとともに、当社の収益状況、今後の事業展開、財務体質などを熟知しており、経営者として当社事業の充実・強化に貢献できるものと判断し、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。

- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
- ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

本議案において、井上宏章氏の選任が承認可決された場合には、同氏はD&O保険の被保険者となる予定であります。

取締役候補者と当社との特別の利害関係等

井上宏章氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	のじり やすし	再任	社外取締役候補者	生年月日	1954年10月20日
	6		野尻 恭	独立役員候補者	所有する当社の株式の数
				取締役会出席状況	13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年4月 住友ゴム工業株式会社入社
- 2008年3月 同社取締役常務執行役員
- 2011年3月 ダンロップスポーツ株式会社（現住友ゴム工業株式会社） 代表取締役社長
- 2015年3月 同社顧問
- 2016年6月 プリマハム株式会社 社外取締役
- 2018年3月 日精テクノロジー株式会社 社外取締役
- 2018年6月 当社取締役（現任）
- 2020年6月 株式会社ミューチュアル 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕 株式会社ミューチュアル 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

野尻恭氏は、住友ゴム工業株式会社が在職時における豊富な海外経験、高度な専門知識、さらにはダンロップスポーツ株式会社代表取締役社長として経営全般にわたる豊富な経験を有しており、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督し、一般株主の利益保護の観点を当社の経営に反映することにより、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献してきた人材であると判断し、取締役会は引き続き同氏を取締役候補者に決めました。

野尻恭氏に、専門的知見に基づいた企業経営に関する高い見識や会社経営者としての豊富な経験を生かし、経営者ならではの視点から、当社の業務執行を監督していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

野尻恭氏は、現任の社外取締役候補者であります。同氏は、2018年6月に当社の社外取締役に就任してから、本総会終結のときをもって3年になります。

独立役員に関する事項

野尻恭氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、社外取締役候補者である野尻恭氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負いません。
- ・責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

本議案において、野尻恭氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を引続き締結する予定であります。

取締役候補者と当社との特別の利害関係等

野尻恭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	かわもと たかき	社外取締役候補者	生 年 月 日	1983年10月27日
	7	河本 高希	所有する当社の株式の数	0株
		新任	取締役会出席状況	—
		独立役員候補者		

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年11月 薩摩公認会計士事務所入所
 2012年9月 公認会計士登録
 2013年6月 監査法人彌榮会計社 社員
 2014年10月 税理士登録
 2018年12月 株式会社I P O C 代表取締役社長（現任）
 2019年5月 監査法人彌榮会計社 代表社員（現任）
 [重要な兼職の状況] 公認会計士・税理士（監査法人彌榮会計社 代表社員）
 株式会社I P O C 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

河本高希氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知見を有しており、社外取締役として業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点から、当社の経営に反映することにより、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献する人材と判断し、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。

河本高希氏に、財務および会計に関する専門的な知見や公認会計士・税理士としての豊富な経験を生かし、一般株主の利益保護の観点から、当社の業務執行を監督していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

河本高希氏は、新任の社外取締役候補者であります。

独立役員に関する事項

河本高希氏は、本議案が承認可決されることを条件として、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負いません。
- ・責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

本議案において、河本高希氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

取締役候補者と当社との特別の利害関係等

河本高希氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役薩摩嘉則氏は退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	かまなか としひと	社外監査役候補者	生 年 月 日	1980年11月12日
	釜 中 利 仁	新 任	所有する当社の株式の数	0株
		独立役員候補者	取締役会出席状況	—

略歴、地位および重要な兼職の状況

2008年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 2013年2月 公認会計士登録
 税理士登録
 鈴江総合会計事務所入所
 2014年7月 公認会計士・税理士釜中利仁事務所 開設 代表公認会計士・税理士（現任）
 2019年9月 松本金属工業株式会社 非常勤取締役（現任）
 [重要な兼職の状況] 公認会計士・税理士（公認会計士・税理士釜中利仁事務所所長）
 松本金属工業株式会社 非常勤取締役

社外監査役候補者とした理由

釜中利仁氏は、公認会計士・税理士として培った会計に関する豊富な知識と公認会計士事務所の所長としての経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

社外監査役候補者に関する特記事項

釜中利仁氏は、新任の社外監査役候補者であります。また、釜中利仁氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに2011年9月まで在籍しておりました。

独立役員に関する事項

釜中利仁氏は、本議案が承認可決されることを条件として、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負います。
- ・責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

本議案において、釜中利仁氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

監査役候補者と当社との特別の利害関係等

釜中利仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役・社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役または社外監査役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断いたします。

- (1) 当社グループの業務執行者（業務執行取締役または使用人）である者、または過去において業務執行者であった者
- (2) 当社グループを取引先とする者であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (4) 当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家または法人、組合等の団体に所属する者
- (5) 当社グループから、年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (7) 当社の主幹事証券会社の業務執行者
- (8) 借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
- (9) 当社株式を議決権保有割合で10%以上保有する個人株主または法人株主の業務執行者
- (10) 当社グループが議決権保有割合で10%以上の株式を保有する企業等の業務執行者
- (11) 当社グループから取締役を受け入れている会社、その親会社または子会社の業務執行者
- (12) 直近事業年度から過去3年間において、上記（2）から（11）までのいずれかに該当していた者
- (13) 配偶者および二親等内の親族が、上記（1）から（11）までのいずれかに該当する者（重要な者（取締役および部長職以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう）に限る）
- (14) 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名（うち社外取締役2名）に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績、支給対象人員等を勘案して、取締役賞与として15,750,000円（うち社外取締役分2,000,000円）を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する支給金額については、取締役会にご一任願いたいと存じます。取締役会は、社外取締役を含む経営会議で事前審議した金額であるため、妥当な金額であると判断いたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

全般的概況

当連結会計年度の経済情勢は、国内では、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要の減少や外出自粛等で、各種政策の効果は見られましたものの、景気は依然として厳しい状況でありました。海外でも、米中対立の継続に加えて、同感染症によるロックダウンでGDP成長率が落ち込む等、厳しい経営環境でありました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の業績は、ロックダウンの影響を大きく受けた米州に加えて、日本、東南アジアの各地域で売上高が減少した結果、グループ全体の連結売上高は、365億89百万円（前期比32億80百万円 8.2%減少）となりました。

損益面につきましては、売上高の減少等で日本、米州、東南アジアの各地域で営業減益となったことにより、営業利益は11億52百万円（前期比1億49百万円 11.5%減少）、経常利益は14億59百万円（前期比1億4百万円 6.7%減少）となりました。前期は米州で固定資産の減損損失の計上および繰延税金資産の取崩しなどがあり、親会社株主に帰属する当期純利益は7億69百万円（前期比5億46百万円 245.5%増加）となりました。

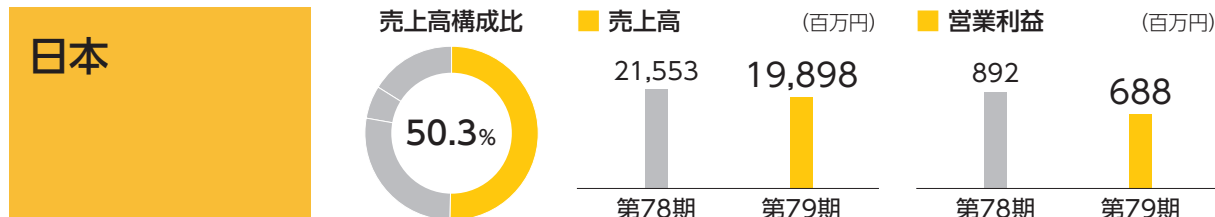
個別の業績につきましては、売上高は197億35百万円（前期比16億64百万円 7.8%減少）、営業利益は5億78百万円（前期比1億87百万円 24.4%減少）、経常利益は11億66百万円（前期比3億9百万円 21.0%減少）、当期純利益は9億56百万円（前期比2億35百万円 19.8%減少）となりました。

連結業績

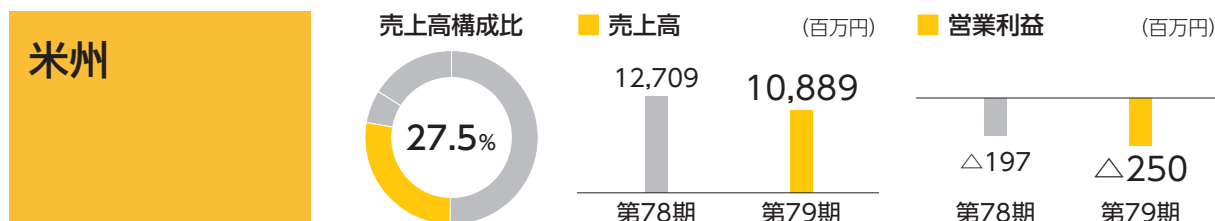
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
365億89百万円	11億52百万円	14億59百万円	7億69百万円	38.46円
32億80百万円 減少	1億49百万円 減少	1億4百万円 減少	5億46百万円 増加	27.33円 増加

地域別概況

地域別の売上高および営業利益は次のとおりであります。



自動車部品、産業用ホース、ゴムシートの販売が減少し、売上高は198億98百万円（前期比16億55百万円 7.7%減少）となりました。原材料費や労務費は減少しましたが、減収や減価償却費増加の影響により、営業利益は6億88百万円（前期比2億3百万円 22.8%減少）となりました。

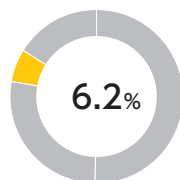


米国では、自動車部品は、ロックダウンによる操業停止の影響を受けて販売が減少したことにより、減収減益となりました。産業用ホースも、販売が減少したことにより、減収減益となりました。メキシコの自動車部品は、円高による為替換算上の影響により減収となりましたが、原材料費や諸経費が減少し増益となりました。

この結果、売上高は108億89百万円（前期比18億19百万円 14.3%減少）、営業損失は2億50百万円（前期営業損失1億97百万円）となりました。

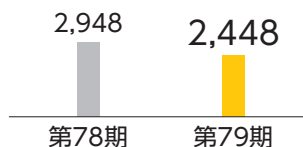
東南アジア

売上高構成比



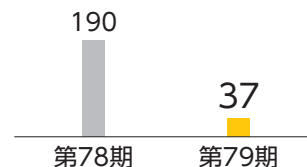
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)

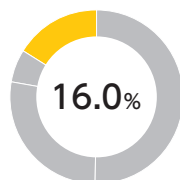


マレーシアでは、家電用ホースの販売が減少し、原材料費や労務費は減少しましたが、減収減益となりました。タイでも、自動車部品の販売が減少し、原材料費や労務費は減少しましたが、減収減益となりました。

この結果、売上高は24億48百万円（前期比5億円 17.0%減少）、営業利益は37百万円（前期比1億53百万円 80.5%減少）となりました。

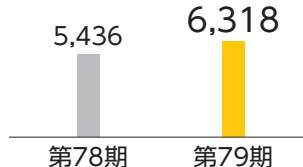
中国

売上高構成比



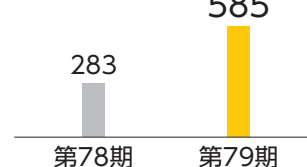
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)



自動車部品、家電用ホースともに販売が増加し、売上高は63億18百万円（前期比8億81百万円 16.2%増加）となりました。原材料費や諸経費は増加しましたが、増収の影響により、営業利益は5億85百万円（前期比3億1百万円 106.3%増加）となりました。

地 域	売 上 高			営 業 利 益
	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)	金額 (百万円)
日 本	19,898	50.3	92.3	688
米 州	10,889	27.5	85.7	△250
東南アジア	2,448	6.2	83.0	37
中 国	6,318	16.0	116.2	585
合 計	39,554	100.0	92.7	1,060

(注) 地域別の売上高および営業利益は、地域間取引消去前のものです。

(2) 対処すべき課題

当事業年度における国内外の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、期を通じ大幅に下押しされ厳しい状況で推移いたしました。先行きに関しましては、各種政策の効果により感染拡大の防止策を講じつつ、経済活動のレベルが段階的に引き上げられていく中で、各種政策の効果により持ち直しの動きが期待されますが、当面は厳しい状況が続くと見込まれ、国内外の経済は予断を許しません。

このように国内外の経済が揺れ動いている中、コロナ禍の混乱を乗り越え、国内市場での競争に勝ち抜き、変化の激しい国際市場の中でも負けずに成長していくためには、「売上・収益計画の必達」、「連結経営の強化」および「企業体質の強化」が重要であると考えており、下記項目を掲げ、推進してまいります。

売上・収益 計画の必達

- ・製品の質を高め、お客さまの満足と信頼を得ることにより、ニッチ市場でのシェア拡大を図る
- ・開発部門、営業部門の創意に満ちた闊達な活動により、新製品・技術を開発し、新しいお客さまを開拓する
- ・製造拠点における効率化・生産性改善を推進し、さらなる品質の向上に努める
- ・原材料調達能力の強化により、コストの削減を図る
- ・全社的に「売上の最大化、経費の最小化」に向けた取組みを推進する

連結経営 の強化

- ・材料、部品、金型等について、世界市場を比較した上で、最適グローバル調達を進める
- ・海外拠点の開発能力およびリスク管理を強化して、収益性を確保する
- ・海外拠点間の協力体制を構築し、強化する

企業体質 の強化

- ・コーポレートガバナンス、コンプライアンスをさらに充実させる
- ・推進および管理両面における標準化、文書化による業務品質をさらに向上させる
- ・新基幹システムの効果的な運用の定着とデータ活用による効果的なマーケティング力を強化する

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額27億42百万円で主なものは次のとおりであります。

当 社	自動車部品製造用設備等
当 社	基幹システム
Tigerpoly Manufacturing, Inc.	倉庫、自動車部品製造用設備等
Tigerpoly (Thailand) Ltd.	自動車部品製造用設備等
広州泰賀塑料有限公司	自動車部品製造用設備等

(5) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

項 目	期 別	第76期	第77期	第78期	第79期 当連結会計年度
		2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高(百万円)		42,766	43,020	39,870	36,589
経 常 利 益(百万円)		2,757	2,587	1,563	1,459
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)		1,982	1,682	222	769
1株当たり当期純利益 (円)		99.10	84.12	11.13	38.46
総 資 産(百万円)		42,963	43,679	42,733	43,875
純 資 産(百万円)		30,952	31,530	31,093	31,573

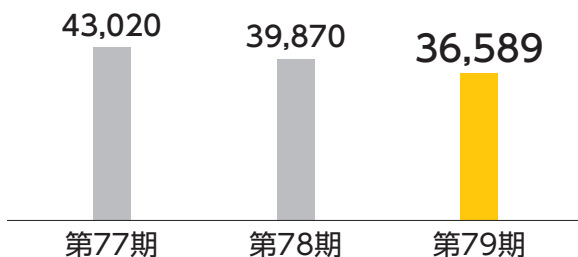
②当社の財産および損益の状況

項 目	期 別	第76期	第77期	第78期	第79期 当事業年度
		2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高(百万円)		22,869	22,748	21,399	19,735
経 常 利 益(百万円)		1,894	1,949	1,476	1,166
当 期 純 利 益(百万円)		1,479	1,327	1,192	956
1株当たり当期純利益 (円)		73.93	66.37	59.59	47.81
総 資 産(百万円)		31,647	32,528	33,503	35,468
純 資 産(百万円)		23,514	24,195	24,757	26,146

(注) 第79期の営業成績については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

連結業績

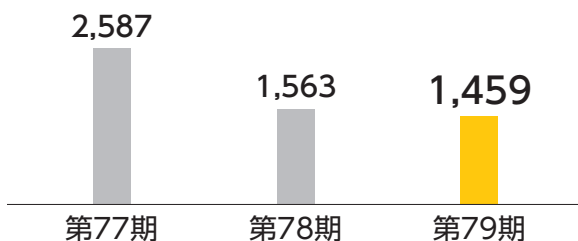
売上高 (百万円)



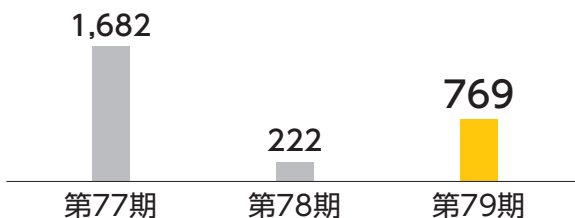
営業利益 (百万円)



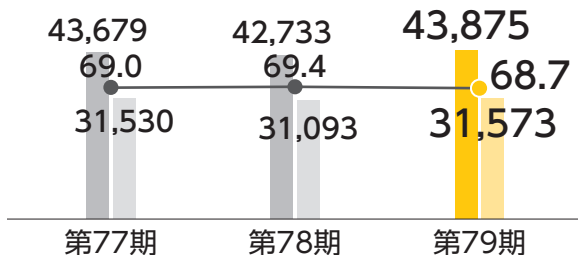
経常利益 (百万円)



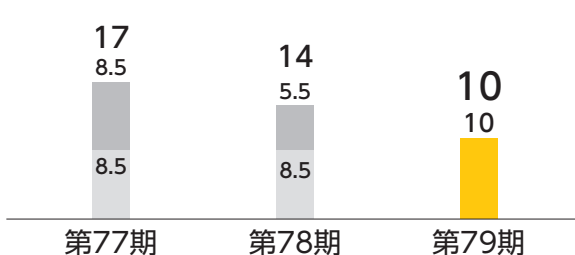
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



総資産／純資産／自己資本比率 (百万円) / 自己資本比率 (%)



配当金 (円)



(6) 主要な事業内容

当社グループは、合成樹脂、ゴムおよびそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売を行っており、その主要な製品は次のとおりであります。

部 門	品 目	主 要 製 品
ホ ー ス	家 電 用 ホ ー ス	掃除機用ホース、洗濯機用ホース、エアコン用ホース
	産 業 用 ホ ー ス	地中埋設管（電線等の保護管）、粉体・液体輸送用ホース、土木・建築用ホース、住宅用ホース（空調・排水）
ゴ ム シ ー ト	ゴ ム シ ー ト	合成ゴムシート（一般合成ゴム、特殊ゴム、導電性ゴム、ウレタンゴム）、天然ゴムシート
	ゴ ム マ ッ ト	玄関用マット、融雪マット
成 形 品	ゴ ム 成 形 品	自動車用エアダクト、押出成形品
	樹 脂 成 形 品	自動車用吸気系部品、精密樹脂成形品
そ の 他	そ の 他	金型、生産機械、治具

(7) 主要な営業所および工場

①当社の主要拠点

②子会社の主要拠点

名 称 (所在地)	名 称 (所在地)
本 社 (大阪府豊中市)	Tigerflex Corporation (米国イリノイ州)
東京支店 (東京都中央区)	Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国オハイオ州)
名古屋支店 (名古屋市中村区)	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコグアナファト州)
大阪支店 (大阪市西区)	Tigerpoly (Thailand) Ltd. (タイ国アユタヤ県)
広島支店 (広島市中区)	Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレーシアジョホール州)
福岡支店 (福岡市博多区)	杭州泰賀塑化有限公司 (中国浙江省杭州市)
栃木工場 (栃木県塩谷郡)	広州泰賀塑料有限公司 (中国広東省広州市)
静岡工場 (静岡県掛川市)	武庫川化成株式会社 (兵庫県尼崎市)
岡山工場 (岡山県備前市)	高槻化成株式会社 (大阪府高槻市)
開発研究所 (神戸市西区)	タイガース工販株式会社 (兵庫県尼崎市)

(8) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,130名	42名増

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員および臨時従業員（当連結会計年度末雇用人員14名）は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
579名	3名増	42.1才	17.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員1名、出向者36名、臨時従業員12名は含まれておりません。また、準職員・嘱託37名は含めております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Tigerflex Corporation (米国)	千米ドル 6,000	55.0%	ホースの製造
Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国)	千米ドル 58,500	100.0	成形品の製造
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)	千ペソ 267,995	100.0	成形品の製造
Tigerpoly (Thailand) Ltd. (タイ国)	千バーツ 290,000	100.0	ホースおよび成形品の製造
Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレーシア)	千リンギ 27,600	100.0	ホースの製造
杭州泰賀塑化有限公司 (中国)	千米ドル 7,250	100.0	ホースおよび成形品の製造
広州泰賀塑料有限公司 (中国)	千米ドル 7,200	100.0	成形品の製造
武庫川化成株式会社	千円 10,000	100.0	ホースの製造
高槻化成株式会社	千円 50,000	100.0	成形品の製造
タイガース工販株式会社	千円 15,000	100.0	ホースその他の販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する会社はありません。
 2. Tigerpoly Manufacturing, Inc.は、2020年度中に増資を行い、資本金が48,500千米ドルから58,500千米ドルに増加しております。
 3. 杭州泰賀塑化有限公司は、2020年9月に杭州正佳電器有限公司を吸収合併し、資本金が7,000千米ドルから7,250千米ドルに増加しております。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,507 百万円
株式会社京都銀行	990
三井住友信託銀行株式会社	460
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,005,616株 (自己株式 105,982株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,588名 (前事業年度末比193名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
タイガー興産有限会社	1,965 千株	9.8 %
タイガース取引先持株会	1,544	7.7
株式会社三菱UFJ銀行	979	4.9
澤田宏治	888	4.4
株式会社京都銀行	776	3.9
T. P. C持株会	775	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	698	3.5
タイガースポリマー従業員持株会	558	2.8
澤田裕治	480	2.4
三井住友信託銀行株式会社	474	2.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位		氏 名	担当【重要な兼職の状況】
	代表取締役社長	わたなべ けんたろう 渡 辺 健 太 郎	
	代表取締役専務	さわだ こうじ 澤 田 宏 治	新規事業部・情報システム室・環境管理部担当
	常 務 取 締 役	きど としあき 木 戸 俊 明	オートモーティブ営業部・購買部担当
	常 務 取 締 役	こうら ひろと 高 良 寛 人	海外事業部長 開発研究所担当
	取 締 役	うえだ えいじ 植 田 英 司	総務部長 製造部・経営管理部・資材部担当
社 外	独 立	みぞぐち まさき 溝 口 聖 規	【公認会計士（溝口公認会計士事務所 所長）】 【グロービス経営大学院 教員】 【株式会社CDG 社外取締役】
社 外	独 立	のじり やすし 野 尻 恭	【株式会社ミューチュアル 社外取締役】
	常 勤 監 査 役	たむら よういち 田 村 洋 一	
社 外	独 立	おおかわ おさむ 大 川 治	【弁護士（弁護士法人堂島法律事務所 社員弁護士）】
社 外	独 立	さつま よしのり 薩 摩 嘉 則	【公認会計士（監査法人彌榮会計社 代表社員）】 【I & H株式会社 取締役】 【一般社団法人調剤薬局運営研究会 理事】

- (注) 1. 取締役 溝口聖規および同 野尻 恭の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 薩摩嘉則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 溝口聖規、同 野尻 恭、監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役（社外取締役を除く）と常勤監査役を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。概要は次のとおりであります。
- ・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。
 - ・当該契約の保険料は当社が全額負担しております。
 - ・当該契約の期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定の方法

決定方針は、社外取締役を含む経営会議の事前審議の答申に基づき、取締役会が決定しております。

2) 当該方針の内容の概要

当該方針の内容の概要は、次のとおりです。

- ・取締役の報酬は、月額報酬と賞与で構成し、会社業績との連動性を確保するとともに、月額報酬は職責に応じて、賞与は成果を反映した体系とする。なお、非金銭報酬については支給しない。
- ・月額報酬については、社外取締役を含む経営会議で事前審議した後、取締役会は、個別支給額の決定を経営会議で事前審議された内容に基づき代表取締役に一任する旨を決議する。
- ・賞与については、社外取締役を含む経営会議で事前審議した後、総支給額を株主総会に付議し、承認を得る。その後、株主総会終了後に、取締役会は、個別支給額の決定を経営会議で事前審議された内容に基づき代表取締役に一任する旨を決議する。
- ・賞与と月額報酬の支給割合については、賞与が業績連動報酬であることに鑑み、職責に応じて決定する。
- ・監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、その職責に応じた月額報酬のみとする。また、監査役の個別支給額は、監査役の協議により決定する。

3) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役を含む経営会議の事前審議において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1986年9月29日開催の臨時株主総会において、月額15,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）。

また、賞与については、2020年6月23日開催の定時株主総会において、総額23,500千円と決議しております。当該総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の金銭報酬の額は、1986年9月29日開催の臨時株主総会において、月額3,000千円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長渡辺健太郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるからであります。

取締役会は、社外取締役を含む経営会議で事前審議された決定方針に基づき、代表取締役社長が個人別報酬を決定することとしていること、また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか取締役会が事後的に確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等
取締役 (うち社外取締役)	7名(2名)	108,528千円(13,782千円)	92,778千円(11,782千円)	15,750千円(2,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名(2名)	25,258千円(12,330千円)	25,258千円(12,330千円)	0円(0円)
合計	10名(4名)	133,786千円(26,112千円)	118,036千円(24,112千円)	15,750千円(2,000千円)

(注) 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に對して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容はグループ連結営業利益額であり、当該業績指標を選定した理由は、当社はより高い営業利益水準を達成することで、持続的成長と企業価値向上を目指しており、営業利益額は、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで最も適切な指標の一つと判断したためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、個別経常利益に連結経常利益を加味し、株主配当、従業員の賞与水準(含増減額)、他社動向、過去の支給実績、月額報酬との支給割合等を勘案し、総合評価しております。当事業年度を含むグループ連結営業利益額の推移は、財産および損益の状況に記載のとおりです。

※上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額11,402千円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活 動 状 況
社外取締役	溝 口 聖 規	13回／13回	－	当事業年度において開催された全ての取締役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役	野 尻 恭	13回／13回	－	当事業年度において開催された全ての取締役会必要に応じ、企業経営における豊富な経験と幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	大 川 治	13回／13回	6回／6回	当事業年度において開催された全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	薩 摩 嘉 則	13回／13回	6回／6回	当事業年度において開催された全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③社外取締役および社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役については500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	概 要
溝 口 聖 規	溝口聖規氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識、専門的知見に基づいた企業経営に関する高い見識を有しております。これらに基づき、社外取締役として、当社の経営に対して一般株主の利益保護の視点から、経営会議・取締役会で有益なご意見やご指導をいただきました。持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する社外取締役として、期待される役割を果たしていたと判断しております。
野 尻 恭	野尻恭氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識、専門的知見に基づいた企業経営に関する高い見識を有しております。これらに基づき、社外取締役として、当社の経営に対して経営者ならでの視点からの有益なご意見やご指導をいただきました。持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する社外取締役として、期待される役割を果たしていたと判断しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支払額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	31,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①取締役・使用人および子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」等規定を整備するとともに、「取締役読本」を取締役に配付し、さらには当社における業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定のうえ、取締役および使用人に配付し、周知徹底する。
- 2) 子会社に対しては、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」、「国内関係会社管理規定」、「海外関係会社管理規定」等当社の規定および「わたしたちの行動指針」を配付するとともに、子会社取締役には「取締役読本」を配付し、周知徹底する。
- 3) 当社は、毎月開催される「取締役会」の他、予算・実績を管理、分析し、採算性の改善を目的とした「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、当社グループ全体における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うとともに、必要に応じて、議事録、資料等を子会社に回付する。
- 4) 当社の一部の取締役は子会社の取締役を、常勤監査役は子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、議論、意見交換等を行う。
- 5) 子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」を、当社取締役、監査役、主管部門長に回付し、必要に応じて各員がコメントを付し、子会社へフィードバックする。
- 6) 重要案件の承認について、当社および国内子会社は「取締役会規定」および「稟議規定」に基づき、海外子会社は「海外関係会社管理規定」に基づき、決裁権限者の承認を得る。
- 7) 当社グループは、法令違反等の疑義がある行為を発見した場合、または、「内部通報制度運用規定」に定める通報システムにより、法令違反等の通報を受けた場合、同規定に定める方法で調査し、事実を確認するとともに、再発防止策を策定し、取締役会および監査役会に報告する。
- 8) 当社グループは、財務報告に係る内部統制システムの構築および運用を整備し、推進することにより、財務報告の信頼性を確保するとともに、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- 9) 監査室は、監査計画に基づいて当社および子会社の業務監査を実施することにより、法令、定款等の遵守体制の有効性を確保する。
- 10) 監査役は、「監査役会規定」、「監査役監査基準」等に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査する。
- 11) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は絶対行わない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る重要な情報を「文書管理規定」に従って法定文書、各種議事録、各種契約書、稟議書等の文書（電磁的記録を含む）に整理し、作成のうえ、「職務分掌規定」に定める担当部門が関連資料とともに適切に保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書を常時閲覧できる体制を確保する。

③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ、資金運用、為替等に係るリスクについて、各種管理規定を制定するとともに、各担当部門において運用マニュアルの作成、研修会・勉強会の実施により管理する。
- 2) 当社は、「リスク管理規定」を制定し、当社取締役会において、各取締役から担当部門および子会社のリスクに関する報告を適宜受け、当社グループ全体のリスクの予防、発見、管理および対応を行う。
- 3) 新たにリスクが生じた場合には、取締役会と監査役会が協議のうえ、速やかに対応責任者を取締役の中から選任する。

④取締役および子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、中期経営計画および年度利益計画により定められた「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを、毎月開催される「取締役会」の他、「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において検証し、結果を関係部門にフィードバックする。
- 2) 子会社に対しては、子会社の株主総会または取締役会において、「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを説明するほか、必要に応じて、前記1)の議事録、資料等を回付する。

⑤子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 国内子会社については、子会社の株主総会、取締役会および毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。
- 2) 海外子会社については、子会社の株主総会、海外子会社合同会議および毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の設置を求めたときは、取締役会は特段の理由がない限り、その設置を認める。

⑦監査役を補助する使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役を補助する使用人は、監査役からの監査業務に必要な命令に関して、取締役や上司の指揮命令を受けないものとする。
- 2) 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分には際しては、監査役の意見を聞かなければならない。
- 3) 当社は、監査役を補助する使用人が監査役から監査業務に必要な命令を受けたときは、その命令を優先的に遂行できる環境を構築する。

⑧取締役・会計参与・使用人あるいは子会社の取締役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- 1) 取締役は、監査役が出席する「取締役会」において、次の事項を報告する。
 - i) 取締役会他重要な会議で決議された事項
 - ii) 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iii) 毎月の経営状況として重要な事項
 - iv) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - v) 重大な法令・定款違反
 - vi) 「内部通報制度運用規定」に定める通報状況とその内容
 - vii) その他コンプライアンス上、重要な事項
- 2) 取締役および使用人は、監査役が出席する「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、前記1)の補足を行うほか、その他の重要事項を報告する。
- 3) 当社グループでは、前記1)のii)、v)およびvii)に関する重大な事実を発見した場合は、「内部通報制度運用規定」に定める通報手段により、監査役に直接報告することができる。
- 4) 監査役に対する各種議事録、稟議書の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適宜報告する。
- 5) 監査室は、監査役に対し、監査計画、監査結果を適宜閲覧に供するほか、内部監査活動に関する報告を適宜行う。
- 6) 国内子会社は、毎月提出する「業績報告書」のほか、子会社の株主総会および取締役会において、監査役に適宜報告する。
- 7) 海外子会社は、毎月提出する「業績報告書」のほか、子会社の株主総会および海外子会社合同会議において、監査役に適宜報告する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 「内部通報制度運用規定」では、通報者、相談者および調査協力を行った者の保護について定めており、会社は、通報、相談または調査協力をしたことを理由に、
 - i) 通報者、相談者および調査協力を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
 - ii) 通報者、相談者および調査協力を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。
- 2) 通報者・相談者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、「就業規則」に従い懲戒処分を行うことができる。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役が職務を執行するにあたり、必要と認める費用については、予め予算計上するものとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
- 2) 監査役は、監査費用の支出にあたり、その効率性および適正性に留意する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、「定例監査役会」を原則として3ヶ月に1回、さらに必要に応じて「臨時監査役会」を開催し、監査所見、監査上の重要課題等について監査役相互で意見を交換し、その結果を「取締役会」において監査役会報告として定期的に報告する。
- 2) 監査役会は、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査を実効的に行うことを確保するとともに、取締役会等重要な社内会議に出席し、意見を聴取することにより補完する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社グループにおける業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」について、当社グループ全体への周知を継続的に実施しました。また、監査室は、当社グループに対する内部監査により、法令・定款等の遵守状況を監視し、問題があれば指摘をし、改善報告書を提出させました。

② リスク管理に関する取組み

当社は、新たなリスクを確認するために検討会を開催し、その結果を取締役会へ報告するとともに、各事業所における固有のリスクの把握に努めました。また、「内部通報制度運用規定」に従って相談窓口を設置しており、潜在的なリスクの収集に努めました。

③ 取締役の職務執行に関する取組み

取締役会は、原則月1回取締役会を開催し、重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。

④ 子会社管理に関する取組み

当社は、子会社の株主総会および取締役会への出席のほか、子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行いました。

⑤ 監査役の職務執行に関する取組み

監査役は、各種会議への出席、各種議事録、稟議書の閲覧を行うとともに、各部門、各事業所および子会社に対するヒアリング、往査等により、当社グループの業務執行の状況を確認しました。これらの活動で得られた情報を監査役間で共有するため、監査役会において報告および意見交換を行いました。また、監査役会は、代表取締役社長および会計監査人との意見交換会を開催しました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます）がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念、経営の基本方針に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性があるとして結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、当社株式の買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断した場合は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

タイガースポリマーグループ（以下「当社グループ」といいます）は、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

① 経営理念

- 1) 経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- 2) 株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- 3) 企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

②経営の基本方針

- 1) 3つの基本技術（ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド（成形品）を作る技術）をもとに製造した製品を4つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
- 2) 参加したそれぞれのニッチ市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。
- 3) 海外で需要のある国に事業を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
- 4) 技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

③経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

- 1) 営業部管轄の国内支店・営業所の営業活動により、国内売上高の増加（樹脂ホース、ゴムシート等）を推進するとともに、自動車部品を担当するオートモーティブ営業部、さらには海外事業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。
- 2) 取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、機械・設備能力の向上や新製品の開発などに注力しております。
- 3) 常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。
- 4) 品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。
- 5) 拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、当社主導により、各社の在庫管理システムおよびセキュリティシステムを見直し、運用面の向上を常に図っております。
- 6) これらの施策を効果的に推進するため、海外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行い、グローバルな人材の育成に努力しております。
- 7) 金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人の指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

④コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。その一環として、社外取締役2名および監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化および職務の適正な遂行を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社第78期定時株主総会（2020年6月23日開催）において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただいております。

本プランの内容は以下のとおりであります。

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランでは、当社が発行者である株券等について、「保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等」または「公開買付後の対象買付者およびその特別関係者に係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付」を対象としております。このような買付等が行われる場合、当社取締役会は、買付者等に対して必要な情報の提出を求めるとともに、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。この特別委員会は、客観性および合理性を確保するため、当社経営陣および買付者等からの独立性が高い社外取締役2名、社外監査役2名に有識者1名を加えた合計5名で構成します。

特別委員会は、買付者等からの情報、当社取締役会からの情報、代替案等を受領後、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から、その内容を検討いたします。なお、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。

特別委員会は、買付者等の買付等の内容を検討した結果、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を、一方、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれにも該当しない、または該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合には、その招集を行います。

本プランによる対抗措置として新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、「買付者等による権利行使は認められないとの行使条件」および「当社が買付者等以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項」が付された新株予約権を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。

なお、新株予約権の無償割当を行った場合、買付者等以外の株主の皆さまの保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じませんが、当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます。

本プランの有効期間は、2020年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2022年度定時株主総会の終結の時までの約2年間とし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会の決議によって本プランを廃止または変更することができます。

(注) 本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。
<https://tigers.jp/ir/etc.html>

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記各取組みが、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容に沿ったものであり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

その理由といたしまして、上記(2)の取組みにつきましては、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等を目的とするものであり、これらの取組みによって、当社の企業価値はより向上するものと考えております。また、上記(3)の取組みにつきましては、本プランは、株主総会において株主の皆さまのご承認を得て導入、継続されたものであること、有効期間を2年間に限定し、当社取締役会または株主総会の決議により、いつでも廃止することができること、当社取締役会における対抗措置の発動または不発動の決議は、特別委員会の勧告を最大限尊重すること、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることなどから、本プランが当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。)

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	24,949,216	流動負債	7,507,644
現金及び預金	10,790,604	支払手形及び買掛金	2,120,075
受取手形及び売掛金	9,267,039	電子記録債務	1,711,594
有価証券	500,000	短期借入金	657,940
商品及び製品	2,030,207	1年内返済予定の長期借入金	350,000
仕掛品	204,348	未払金	1,852,283
原材料及び貯蔵品	1,693,603	未払法人税等	272,427
その他	463,413	賞与引当金	354,692
固定資産	18,926,251	役員賞与引当金	17,500
有形固定資産	14,441,180	その他	171,131
建物及び構築物	4,941,331	固定負債	4,793,969
機械装置及び運搬具	4,295,326	長期借入金	2,100,000
工具、器具及び備品	1,395,759	退職給付に係る負債	2,020,165
土地	2,142,765	資産除去債務	16,408
建設仮勘定	1,486,801	繰延税金負債	489,060
その他	179,196	その他	168,335
無形固定資産	573,597	負債合計	12,301,613
ソフトウェア	110,150	【純資産の部】	
その他	463,446	株主資本	30,002,068
投資その他の資産	3,911,472	資本金	4,149,555
投資有価証券	3,445,909	資本剰余金	3,900,679
繰延税金資産	230,445	利益剰余金	22,009,747
その他	238,363	自己株式	△ 57,914
貸倒引当金	△ 3,246	その他の包括利益累計額	151,816
		その他有価証券評価差額金	1,215,922
		為替換算調整勘定	△ 1,094,280
		退職給付に係る調整累計額	30,173
		非支配株主持分	1,419,969
		純資産合計	31,573,854
資産合計	43,875,467	負債及び純資産合計	43,875,467

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	36,589,964
売上原価	29,861,825
売上総利益	6,728,139
販売費及び一般管理費	5,575,962
営業利益	1,152,176
営業外収益	
受取利息及び配当金	111,599
その他	252,917
営業外費用	
支払利息	16,650
その他	40,762
経常利益	1,459,280
特別利益	
固定資産売却益	742
投資有価証券売却益	49,503
特別損失	
固定資産処分損	8,298
税金等調整前当期純利益	1,501,227
法人税、住民税及び事業税	554,606
法人税等調整額	17,887
当期純利益	928,733
非支配株主に帰属する当期純利益	159,260
親会社株主に帰属する当期純利益	769,472

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	12,620,461	流動負債	5,329,190
現金及び預金	4,621,634	支払手形	15,669
受取手形	2,408,933	買掛金	1,157,973
売掛金	3,452,968	電子記録債権	1,711,594
有価証券	500,000	短期借入金	650,000
商品及び製品	908,809	1年内返済予定の長期借入金	350,000
仕掛品	125,866	未払金	847,767
原材料及び貯蔵品	346,640	未払法人税等	173,660
前払費用	38,795	賞与引当金	324,787
未収入益	763	役員賞与引当金	15,750
未収入金	207,952	設備関係支払手形	53,270
その他	8,097	その他	28,718
固定資産	22,848,402	固定負債	3,993,234
有形固定資産	4,360,490	長期借入金	2,100,000
建物	1,086,009	長期未払金	14,723
構築物	84,868	退職給付引当金	1,830,383
機械及び装置	1,081,785	資産除去債務	16,408
車両運搬具	2,522	預り保証金	31,720
工具、器具及び備品	309,639	負債合計	9,322,425
土地	1,204,076	【純資産の部】	
建設仮勘定	591,588	株主資本	24,930,515
無形固定資産	542,343	資本金	4,149,555
ソフトウェア	79,454	資本剰余金	3,900,679
ソフトウェア仮勘定	453,662	資本準備金	3,900,524
電話加入権	9,226	その他資本剰余金	154
投資その他の資産	17,945,568	利益剰余金	16,938,194
投資有価証券	3,417,479	利益準備金	230,584
関係会社株	10,982,694	その他利益剰余金	16,707,610
関係会社出資	1,552,139	買換資産圧縮積立金	34,700
長期貸付金	1,682,792	別途積立金	4,500,000
長期前払費用	42,167	繰越利益剰余金	12,172,910
敷金保証金	83,018	自己株式	△ 57,914
繰延税金資産	183,389	評価・換算差額等	1,215,922
その他	5,132	その他有価証券評価差額金	1,215,922
貸倒引当金	△ 3,246	純資産合計	26,146,438
資産合計	35,468,863	負債及び純資産合計	35,468,863

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		19,735,054
売 上 原 価	原 価		15,047,258
売 上 総 利 益	総 利 益		4,687,795
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,109,422
営 業 利 益	営 業 利 益		578,372
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	受 取 利 息 及 び 配 当 金	382,765	
そ の 他 用 意 金	そ の 他 用 意 金	308,618	691,384
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用		
支 払 利 息	支 払 利 息	12,484	
そ の 他 用 意 金	そ の 他 用 意 金	90,343	102,827
経 常 利 益	経 常 利 益		1,166,929
特 別 利 益	特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	638	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	49,503	50,142
特 別 損 失	特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	固 定 資 産 処 分 損	3,913	3,913
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益		1,213,158
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239,187	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	17,534	256,721
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		956,436

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

タイガースポリマー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 紳太郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 稔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タイガースポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

タイガースポリマー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 紳太郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 稔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

タイガースポリマー株式会社 監査役会
常勤監査役 田村 洋一 ㊟
社外監査役 大川 治 ㊟
社外監査役 薩摩 嘉則 ㊟

以上

会社の概要／株式の状況

会社の概要 (2021年3月31日現在)

商号	タイガースポリマー株式会社 TIGERS POLYMER CORPORATION
設立年月日	1948年12月20日
本店所在地	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号
資本金	4,149,555,676円
従業員数	連結：2,130名 個別：579名
事業の内容	合成樹脂、ゴムおよびそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売

役員 (2021年3月31日現在)

代表取締役社長	渡 辺 健太郎
代表取締役専務	澤 田 宏 治
常務取締役	木 戸 俊 明
常務取締役	高 良 寛 人
取締役	植 田 英 司
取締役 (社外)	溝 口 聖 規
取締役 (社外)	野 尻 恭
監査役	田 村 洋 一
監査役 (社外)	大 川 治
監査役 (社外)	薩 摩 嘉 則

所有者別株式分布状況

■ 個人・その他	8,617,156株 (42.9%)
■ 金融機関	4,692,919株 (23.3%)
■ その他国内法人	5,036,625株 (25.1%)
■ 外国人	1,291,676株 (6.4%)
■ 証券会社	367,240株 (1.8%)
■ 自己名義株式	105,982株 (0.5%)

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会の議決権 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定める日
定時株主総会	毎年6月開催
公告方法	電子公告： https://tigers.jp/ ただし、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 〒168-8522
郵便物送付先・連絡先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 東京証券代行株式会社 事務センター ☎ 0120-49-7009 ※取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。
住所変更・単元未満株式の買取・買増等のお申出先	お取引口座のある証券会社にお申し出ください。ただし、特別口座に記録された株式に係る各種手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。
未支払配当金のお支払い	株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

グローバルネットワーク

▶ グローバルな生産・供給体制を構築

タイガースポリマーグループでは、国内外に生産拠点・販売拠点・開発拠点を展開し、日本国内の事業所および国内・海外の子会社との有機的なネットワークを形成することにより、グローバルな生産・供給体制を構築しています。

- 1 本社 2 東京支店 3 名古屋支店 4 大阪支店
- 5 広島支店 6 福岡支店 7 栃木工場 8 静岡工場
- 9 岡山工場 10 開発研究所 11 購買部
- 12 Tigerflex Corporation (米国)
- 13 Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国)
- 14 Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
- 15 Tigerpoly(Thailand)Ltd. (タイ国)
- 16 Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd. (マレーシア)
- 17 杭州泰賀塑化有限公司 (中国) 18 広州泰賀塑料有限公司 (中国)
- 19 武庫川化成株式会社 (兵庫県) 20 高槻化成株式会社 (大阪府)
- 21 タイガース工販株式会社 (兵庫県)



購買方針

▶ タイガースポリマーグループの購買基本方針

遵法精神に徹し、公正な企業活動を行い、お取引先さまとのパートナーシップを深化させ、相互発展をはかります。

このような観点を基に、以下の購買方針を社内外に周知し、公平・公正な行動を推進して行きます。

▶ 購買方針実現のための行動指針

1. 法令・社会規範の遵守

購買取引においては、関係する法令、社会的規範、機密保持、倫理を遵守し、公正かつ健全な調達活動を行います。

2. 人権や労働安全衛生への配慮

昨今の社会動向として、企業の社会的責任（CSR）に対する取組みの強化が期待されています。お取引先さまにおきましてもCSR活動についてご理解いただき、サプライチェーン全体で人権を守り、労働環境や安全衛生に配慮していくことを重視いたします。

※さらに、米国金融規制改革法の考えを理解し、武装勢力の資金源とならないよう、紛争鉱物の採掘他、精錬所の特定に努め、もし紛争地域で採掘された鉱物と判明した場合は不使用に向けた取組を行ってまいります。そのためにお客様やお取引先様と連携し、必要なサプライチェーンの調査を行ってまいります。

3. 環境への配慮

環境保全および環境マネジメントシステムに積極的に取り組まれる、環境に配慮したお取引先さまを優先する「グリーン購買」を推進します。

4. 優良な品質の確保

お客さまに提供する商品の品質維持・向上を図るため、品質保証体制の確保と維持を要請してまいります。

5. 安定供給の体制の構築

お客さまに対する商品の継続的な供給と受給変動の要請に応じるため、確実な納期の確保と、安定かつ柔軟な供給体制の構築を要請してまいります。

6. 経済合理性の追求

最適な品質・納期・安定供給はもちろん、市場原理に基づいた適正な価格の資材確保を重視いたします。さらにお取引先さまの選定に際しては、上記に加えて技術開発力や経営の信頼性などについて、十分な評価と適正な手続きによって決定し、お取引先さまと一体となってトータルコストの低減に取り組んでまいります。

7. 不測の災害等発生時の供給継続

地震や水害といった自然災害や事故など不測の事態が発生した場合に、供給継続・早期復旧に向

けての体制構築を推進するとともに、平時のリスクアセスメント活動にも協同で取り組んでまいります。

▶ ホワイト物流

このたび、国土交通省・経済産業省・農林水産省が提唱する「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、自主行動宣言を提出いたしました。

取組項目	取組内容
物流の改善提案と協力	お取引先さまや物流事業者さまから「荷待ち時間」や「運転手の手作業での荷降しの削減」「付帯作業の合理化」等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
パレット等の活用	パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間とトラック運転者の工数を削減するよう努めます。
発注量の標準化	出荷時間や納品時間を分散させる等、荷待ち時間の短縮や運行効率の向上につながるよう努めます。
運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保する為、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
トラック運転者の健康への配慮	夏場は、積載時にトラック運転者に対して飲料や塩飴を提供したり、コードレス扇風機を貸し出す等、熱中症対策を行っています。

タイガースポリマーのゴム・樹脂製品は、公共・交通・通信インフラ整備に幅広く使用され、暮らしや産業に貢献しています。

これからも広く社会に貢献する為、物流事業者さまと真摯に向き合い、物流の効率化・生産性の向上に努めてまいります。

▶ パートナーシップ構築宣言

このたび、サプライチェーンのお取引先さまと、さらなる連携・共存共栄を進めるべく、「パートナーシップ構築宣言」を公表することといたしました。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

「パートナーシップ構築宣言」 (<https://tigers.jp/company/pdf/csr/partnership20200911.pdf>)

これからも公正かつ健全な調達業務を行い、サプライチェーン全体の発展に貢献すべく、努めてまいります。

品質方針

▶ タイガースポリマーグループの品質基本方針

タイガースポリマーがお客さまから品質において信頼を得続ける企業であるために、私たちは品質管理と品質向上に努めます。

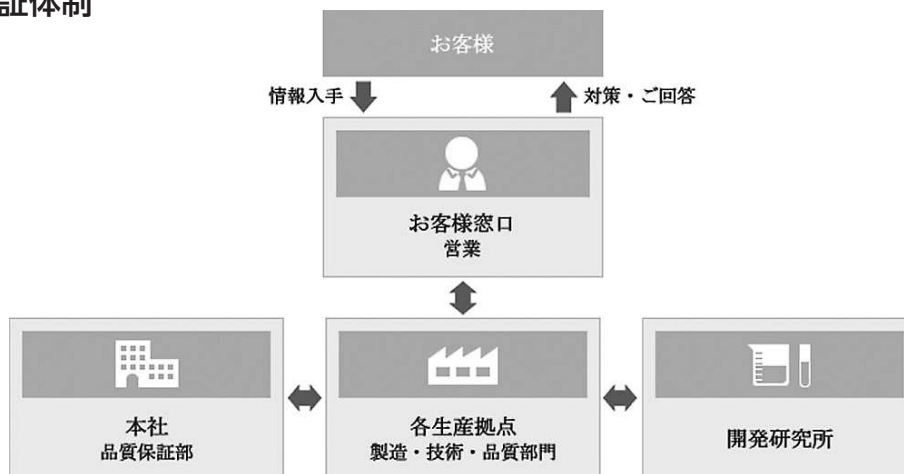
▶ 品質方針実現のための行動指針

1. 常にお客さまの目標、使用される用途に気を配り、品質管理を徹底します。
2. 「次工程はお客さま」の考えの下に、社内においても常に品質の良い製品を供給することに努めます。
3. 品質クレームの発生は企業の信頼と存続を脅かすことであると認識し、品質向上に努めます。

▶ 品質トップ点検の実施

私たちは、トータル クオリティ マネジメントの一環として、自社工場・国内海外関連会社に対して、社長・役員による『品質トップ点検』を定期的の実施しています。

▶ 品質保証体制



トピックス

▶ 本田技研工業株式会社様から「優良感謝賞（品質部門）」受賞 ダイハツ工業株式会社様から「品質優秀賞」受賞

2021年3月に行われた本田技研工業株式会社様より取引先総会で、2020年度「優良感謝賞（品質部門）」を受賞いたしました。またダイハツ工業株式会社様からも2020年度「品質優秀賞」を受賞いたしました。

海外におきましても、当社の中国拠点である広州泰賀塑料有限公司が、本田自動車部品製造有限公司様より、2020年度優良感謝賞（品質部門）を受賞いたしました。

当社といたしましても、たゆまぬ品質向上の努力の結果として、大変光栄なことに受け止めております。これからも世界中のお客さまに期待される会社であり続けます。今後も、電動化に代表される自動車業界の大変革に対応した部品開発を進め、サステナブルな社会実現に貢献する部品サプライヤーとして、全てのステークホルダーの皆さまの期待に応えてまいります。



▶ 日本原料株式会社様による大分県中津市への緊急支援でタイパワーホースWS型が採用・活躍



2021年1月7～8日にかけての寒波により、大分県中津市では水道管が凍結し、市内の718箇所でも漏水が発生しました。断水が続く中、日本原料株式会社様が派遣された災害復旧チーム「NIHON GENRYO Water Rescue」の可搬型浄水装置に当社タイパワーホースWSが採用され、断水からの復旧に貢献いたしました。

今後とも災害支援やインフラの復旧に貢献できる製品を製造し、持続可能な市民社会の一員としての責任を果たしてまいります。

環境方針

▶ タイガースポリマーグループの環境方針

地球環境に優しい企業であるために、私たちは環境保全活動を積極的に行います。

地球環境との共存を基本理念として、タイガースポリマーは、グループすべての企業活動を通じて、人の健康の維持と地球環境の保全に寄与し、将来の世代に良好な環境を引き継ぐことを目標として、その達成に努めます。

▶ 環境方針実現のための行動指針

- 1 私たちは、省資源・省エネルギーに努めます。
- 2 私たちは、企業活動で発生する廃棄物や汚染物質の削減と適切な処理に努めます。
- 3 私たちは、環境負荷物質の低減に努めます。
- 4 私たちは、地球に住む一員として、人の健康の維持と地球環境の保全が重要であると認識し、積極的に行動することに努めます。



※6Rとは

- (1) Refuse (リフューズ)
- (2) Reduce (リデュース)
- (3) Reuse (リユース)
- (4) Recycle (リサイクル)
- (5) Reconvert to energy (熱回収)
- (6) Right disposal (適正処分)

不要な物は買わない。過剰包装は断る。
買う量、使う量を減らし、廃棄物の量や体積を減らす。
そのまま再使用する。
化学的分解などにより、素材に戻して再使用する。
燃料化などの熱源として使用する。
法に則って、適正に処分する。

研究・開発

▶ 独自性の高い新製品の提供で、市場ニーズを先取り持続可能な社会へ貢献

当社は、開発体制の強化を最重要課題として、技術開発に力を注いでいます。ゴム・樹脂製品を開発するための基本技術を全て自社で保有しているため、開発スピードが速く、独自性の強い新製品を常に提供することで市場から高い評価を得ています。また、当社は開発した製品の性能解析能力についても高い評価をいただいております。自動車メーカーからの信頼も高く、様々な部品を提供しております。

新技術を用いた電動車用部品や産業用ホース、理化学用・食品用チューブ、インフラ向けゴムシートといった製品の開発を通じ、市場ニーズを先取りするだけでなく、持続可能な社会に貢献できる製品の研究開発に挑戦し続けています。



産業用ホース



理化学用・食品用チューブ



ゴムシート

電動車用部品



バッテリー冷却システム



エキスパンションタンク



FCV用エアクリナー

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪府豊中市新千里東町2丁目1
千里阪急ホテル 西館2階 仙寿
TEL: (06)6872-2211



交通の
ご案内

北大阪急行 千里中央駅(南改札口)下車 徒歩5分
大阪モノレール 千里中央駅下車 徒歩5分

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。